

毎日のお仕事お疲れ様です。

税金は、納税者自身が自主的に期限内に納付をする「納期内納付」が原則です。市民の皆様の生活を支える大切な市税等を有効に活用できるよう、納期内の自主納付にご理解とご協力をお願いします。納期限を過ぎても納付していただけない方には、裏面にも記載しているとおり、督促状を発送した日から起算して、10日を経過しても税金が完納にならない場合、納期内納付者との公平性を保つために、財産調査の上、滞納処分を行います。8月は国保税滞納整理強化月間ですが、軽自動車税をはじめ、その他の税についても納付していただけない方には、滞納処分を行います。納期限が過ぎている税金につきましては早めの納付もしくはご相談をお願いします。

8月は「鹿児島県 県下一斉国保税滞納整理強化月間」です

国保税は国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村で、平成30年度から、8月と12月を「鹿児島県県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組を実施します。

●取組の内容について

- (1) 電話や文書等による催促、納税相談など
- (2) 財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3) 広報活動の強化

●国保税の軽減について

国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、国保税が軽減されます。未申告の場合、所得の判定ができないため法定軽減が適用されません。未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。

また、災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により、前年より大幅に所得の減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて減額または免除されます。ただし、定年退職・自己都合退職の場合は、減免の対象外となります。

●国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります(事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません)。手続きがない場合、職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合もあります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

●納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預貯金口座から自動的に振替できます。納付忘れや納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご活用ください。口座振替をご希望の方は、利用される金融機関でお手続きください。

●滞納すると…

国保税が滞納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく被保険者資格証明書が交付され、自己負担の軽減が受けられない場合があります。

課税されてから、納期限までに完納されない場合の滞納処分までの流れ

納税通知書の送付

納付額が決定しましたら、納税通知書をお送り致します。

納付方法は、下記の三点のとおりです。

- ① 納付書で納付（普通徴収） ⇒ 納付書が同封されています
- ② 口座振替（普通徴収） ⇒ 納付書は入っていません
- ③ 年金・給与等から天引き（特別徴収） ⇒ 納付書は入っていません

ご自分がどの方法での納付になるのかは、納税通知書に記載されています。



【口座振替について】

引落日（各納期限日）に残高不足等で引き落としができなかった場合、後日、税務課より「**口座振替不能通知書（圧着ハガキ）**」を送付致します。ハガキは納付書となっていますので、ハガキに記載されている期日までに**お早目**に納付をお願い致します。

また、新たに口座振替をご希望される場合は、納期限の**約1か月前**までにご利用になる**金融機関等の窓口**にて口座振替の申請手続きをお願い致します。



納期限

各税の納期限までに納付をお願い致します。

督促状送付

納期限後20日以内

税金には、それぞれ納付の期限が定められており、その期限を経過しても税金が**完納**とならない場合、納期限後20日以内に督促状を発送しなければなりません（地方税法第329条）。

※ 注意 ※ コンビニ・金融機関等窓口（市役所会計課横の鹿児島銀行窓口を除く）で納付をした場合、市役所へ納付の情報が届くまで遅くとも2週間程度かかるため、督促料発生日前に納付をした場合でも、情報が届くのが遅れ、督促状が送付される場合がございます。納付がすでにお済みの場合は、督促状は破棄し、二重納付をしないようお気を付けください。

財産調査・滞納処分

督促状を発送した日から起算して、10日後

【**滞納処分**】とは、督促状を発送した日から起算して、10日を経過しても税金を**完納**しない場合、納期内納税者との**公平性**を保つために、国税徴収法に基づいて行う、預貯金や生命保険、給与や不動産等を差し押さえて、これを換価（公売）し、滞納税額に充てる一連の強制手続きです。

滞納処分は「**できる**」ものではなく、督促状発送から10日を経過しても**完納**にならない場合「**しなければならない**」ものです。（国税徴収法第47条、地方税法第331条）

◆令和2年度滞納処分の状況

財産の種類		預貯金(定期含む)	給与	生命保険	その他	合計
差押	件数	1,156件	230件	133件	520件	2,039件
	金額	6,202,406円	1,664,457円	1,492,679円	3,467,213円	12,826,755円

（上の表は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの換価済分）

市役所では個別の事情は分かりません。納税相談は随時お受けしますので、納められない場合は **①早めの相談 ②納付計画の提示** をお願いします。

お問い合わせ先: **税務課収納整理係** (TEL22-1111 内231、232) 気軽にお問い合わせください。

